

平成 23 年

新 城 市 教 育 委 員 会

2 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成23年2月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 2月28日(月) 午後2時35分から午後5時30分まで

2 場 所 新城市役所 政策会議室

3 出席委員

川口保子委員長 菅沼昌人委員長職務代理者 馬場順一委員
篠津順子委員 瀧川紀幸委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

今泉敏彦教育部長
夏目道弘教育総務課長
小西祥二学校教育課長
小石清人生涯学習課長
村田道博文化課長
鈴木富士男スポーツ課長

5 書 記

小澤正伸教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教 育 長 報 告

日程第3 議案の審議

第1号議案 新城市就学援助費支給事務取扱要綱の一部改正について

日程第4 協議・報告事項

(1) 小学校再配置の経過説明について

(2) 平成22年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について

(3) 施設の使用料、減免取扱基準の制定について(生涯学習課)

(4) 設楽原歴史資料館及び長篠城址史跡保存館共通観覧券の有効期限について

(5) 施設の使用料、減免取扱基準の制定について(スポーツ課)

(6) その他

日程第5 その他

委員長

平成23年2月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1、前回会議録の承認でございますが、すでに目を通していただいています。ご異議がなければご承認・ご署名をお願いしたいと思います。（「異議なし」の声）異議なしと認めますので1月の定例会のご署名をお願いします。

（会議録署名）

日程第2 教育長報告

委員長

それでは、日程第2教育長報告についてお願いします。

教育長

窓の外は雨ですが、一雨ごとに春が近づいてきています。節分草の満開は二週間ほど遅れましたが、川売や名号の白梅は、まもなく満開の季節を迎えます。早いもので、2月もつごもり。「少年老いやすく学成りがたし」などの言葉は、子供の頃は何とも感じなかったものですが、このごろは、しみじみと身にしみます。明日からは、もう、3月。卒業、そして入学の季節を迎えます。学校も、教育委員会事務局も、いよいよ、年度末の総仕上げと次年度に向けての準備を行う時であります。遅滞なく進めてまいりたいと思います。

さて、2月の動きですが、「教育長報告」プリントに示したとおりです。

4日に東郷西小学校で「小学校の英語教育活動」の研究発表会が行われました。全学年で全担任が指導するという「西小学校方式」で授業公開がありましたが、指導者と子供の息もぴったり合った楽しい雰囲気の中、中身の濃い学習が展開されておりました。

6日に黒沢田楽が行われ、東陽小学校の児童が篠笛を担当し、黒沢の方が田楽を舞いました。国の無形文化財が学校と地域の協働の形で継承されています。遠く千葉や静岡からも大勢の観客がみえていました。三河の3田楽がいつまでも継承されんことを祈るばかりです。

7日に、本年度、新城市に配置予定の新規採用教職員の方々と面接を行いました。教職への志の高いしっかりした人材ばかりで、現場で子供と

ともに元気にやってくれるものと期待されます。16日に本年度最後の初任者研修会を行いました。初任者の9名の方々と懇談しました。教諭6名、養護教諭1名、事務職員2名の計9名の方々と、兵庫・大阪・神奈川と、県外からの採用者4名もおりましたが、それぞれ新城の水にも、学校現場にも慣れた様子で、皆さん、この1年間の教職員としての成長を感じさせる言動でした。

3日から10日にわたって、2回目の「校長人事面談」を行いました。教職員人事は、ご案内のように、10月の定例教育委員会議で協議いただきました「平成23年度新城市教職員定期人事異動方針」に基づいて、新城市全体の教育の充実・振興を図り、市民の信託にこたえられるよう、学校の活性化と教職員一人一人の適材適所をめざして、愛知県との連携を図りながら進めてきました。この後、14日の臨時教育委員会議で市内の人事異動についてお諮りして、17日に内示、30日に新聞発表の予定です。

10日の校長会議では、教育長メモを通して、この一年間の教職員の皆様方の職務職責へのご尽力に感謝するとともに、教師として「感力をみがく！」ことを心がけ、「学区を歩く」「一輪の花を飾る」「目標は易しい言葉で」を提唱しました。

また、この日の体育功労表彰式では、全国高校総体団体3位・県大会優勝のソフトテニスの西郷君はじめ、県大会優勝・全国大会出場の、駅伝の西尾君、登山の小久保君、ソフトボールの山口君、自転車の林君など高校生男子の活躍にめざましいものがありました。

11日のしんしろ節句まつりでは、桃の節句と端午の節句の同時開催という新城独自のものですが、展示室でのつるし雛や御殿雛、パッチワーク作品などの雛飾りや、小ホールでのエコファッションショー、子供パフォーマンスなど、盛況でした。

12日のお笑い新城寄席も、新城文化事業としては久しぶりの寄席でしたが、望々亭みるくさんや鶴橋減減渡さんなど豊橋天狗連のみなさんの演技に盛り上がりました。笑う門には福来るといきたいものです。

14日に発生した鳥インフルエンザ、H5亜型では、多くの方々にご心配をおかけしましたが、県・市・関係機関が一体となった協力体制のもとでの防疫努力の結果、19日10時に近隣養鶏場の鶏の遺伝子検査の結果もシロとなり、後は、3月10日の21日間の異動制限解除を待つところまでできました。

24日の市議会本会議第一日で、教育長の「教育方針説明」では「学校・家庭・地域との共育（ともいく）の拡大」を基軸に、学校教育で3点。「新城の三宝を活かした新城ならではの共育の創造」「三多活動をもとに体徳

知の醸成」「小学校の再配置、耐震補強工事など学校教育環境の整備」について。生涯学習でも3点。「図書館、公民館、文化会館の活性化」「市民文化の振興と文化財の価値発信」「市民スポーツの振興とDOS等イベントの発信」について説明しました。合併2年目から始めました「教育方針説明」も、今年で4回目となります。後ほど「別添資料」の全文に目をお通しください。

また、小学校の再配置につきましては、今月も、海老・連谷・鳳来寺・鳳来西の鳳来北西部地区、巴・開成・菅守・協和の作手地区と、協議を重ねてきました。「地元地域の合意を尊重する」という市教委のスタンスで進めておりますが、作手地区では、市教委の考えを聞かせてほしいとの強い要望がありましたので、たたき台としての案を説明してきました。これについても、その際の教育長説明を「別添資料」としてつけましたので、後ほどの協議の参考にしてください。

26日の愛知県国公立幼稚園長会60周年記念祝賀会では、大村新愛知県知事もおみえになり、幼児教育の大切さをお話してみえました。ちなみに、新城市の幼稚園の歴史も古く、新城幼稚園は大正7年創設、八名幼稚園は富岡幼稚園から継承しており未詳ですが長い歴史があります。「新城版こども園」の議論とともに、幼児教育の理念は大切にしてほしいものです。帰りに、中部国際空港に立ち寄り、「中部武将館」に展示してある設楽原歴史資料館の4丁の火縄銃を見てきました。存在感を放っていました。

27日の鳳来寺高校閉校式では、鳳来寺立鳳来寺女子高等学園発足以来76年の歴史に幕を閉じました。多い時には、600名近くの生徒が在籍しましたが、最後の卒業生は21名でした。「鳳来寺の四季」のDVDが上映されましたが、歴史の推移を重く感じさせるものでした。なお、鳳来寺高校からは、図書室の書籍の多くを新城図書館に寄贈していただきます。

委員長

ありがとうございました。何かご質問ご意見がありましたらお願いします。

委員

質問ではないですが、感想を2点申し上げたいと思います。

まず、東郷西小学校の研究発表会をみましたが、とってもいい発表会で学力づくりと集団づくり、仲間づくりがうまく合っていて、新城市全体に広まっていくといいなという思いを持ちました。もう1点、鳥インフルエンザについては、見事に収めた感じで、こういう事が起こってしまった、その事はどうしようもないけれども、その後の対応が大事で、危機管理を皆で共有すべき体験だという思いを強く持ちました。学校関係も含めて、起こった事はしょうがないけれども、その後しっかりやっていくという事が大事だと思いました。

委員長

それでは、無いようですので次に移ります。

日程第3 議案の審議

第1号議案 新城市就学援助費支給事務取扱要綱の一部改正について

委員長

それでは、日程第3議案の審議に入ります。第1号議案 新城市就学援助費支給事務取扱要綱の一部改正について説明をお願いします。

教育総務課長

これにつきましては、国におきまして、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金の交付要綱が改正になりました。本市のこの事業につきましても、基本的に国の制度にもたれて行っているもので、この制度改正に伴いまして、本市の事務取扱要綱の一部改正が必要になってきたものです。

具体的には、従来、就学援助費としていろんな費目がありましたが、費目の区分が今回変わってきたことによる改正でございます。まず、学用品費でございますが、改正後は学用品費等購入費という言葉に変わっています。内訳をみますと、学用品、通学用品費を一つにして、学用品費等購入費に括られました。それと合せまして、従来、校外活動費、泊を伴わないものと、伴うものに区分けされていたものが、校外活動費に括られ、項目を組み換える一部改正をお願いするものです。

委員長

これにつきまして、何かご意見ご質問がありましたらお願いします。

(意見、質問なし)

それでは、第1号議案に賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員挙手です。ありがとうございました。それでは、一部改正をお願いします。

日程第4 協議・報告事項

(1) 小学校再配置の経過説明について

委員長

それでは、日程第4協議・報告事項にはいります。(1) 小学校再配置の経過説明について説明をお願いします。

教育部長

この1年間の取組み状況を説明させていただきます。4月27日から鳳来地区の小学校PTA役員・母の会役員さん方、作手地区の小中学校のPTA役員・母の会役員さん方を対象に説明会を行いました。作手地区では区長会の場で時間をいただきまして延べ6日協議を重ねてきました。鳳来地区においては、海老地区で、地区委員会あるいは区長会を中心に延べ9日説明協議を重ねてきました。鳳来寺小学校区で、区長

さんを中心として、学区の家庭、地域教育推進委員会等で延べ4日協議を重ねてきました。鳳来西小学校区は、区長さんと調整し鳳来西小学校の教育振興会と延べ2日協議を重ねてきました。鳳来東小学校区は、名号・川合・池場の区長さんと説明会・協議の調整をしている段階です。

鳳来地区では、連谷・海老小学校区で地区委員長さんを中心として話を進めてきて、地域の意思がかたまりつつあります。鳳来寺小学校区でも同じように話を進め、前向きな意見が多い状況です。海老地区から正式に統合についての同意が得られれば、速やかに3学校区の方々に、統合に向けての具体的な協議をするための、受け皿として地域の役員さん方の選出をお願いしていきたいと思っております。鳳来東小学校区では、池場には小学校に通う子どもがいないという事もあり、区長さん方は、保護者を中心として踏み込んで協議した方が良いのではないかと、区としても大事な事なので、じっくり時間をかけて進めるよう意見をいただいております。

作手地区におきましては、小学校が4校あり統合に対する温度差はありますが、小中学校のPTAの役員さんと母の会の役員さんを中心とした、PTA連絡会を立ち上げてもらいまして、意見をまとめて区長会で報告されました。教育委員会としては、4学校区がまとまった受け皿組織の立ち上げをお願いしてきました。

この先、より具体的に地域に投げかけながら具体的な案を詰め、了解をいただけるよう進めていきたいという事でもあります。そうした事のご協議をお願いします。

委員長

ありがとうございました。

大変微妙な段階なので秘密会としたいと思っておりますが如何でしょうか。(全員了承)

ご了承をいただきましたので、この問題につきましては、最後に秘密会扱いとします。

日程第4 協議・報告事項

- (2) 平成22年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について

委員長

日程第4 協議・報告事項 (2) 平成22年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について説明をお願いします。

教育総務課長

これは、地方行政教育組織及び運営に関する法律が、平成19年に各教育委員会で点検・評価を行うように改正されまして、平成20年度から行っているものでございます。本日お示しをいたしましたものにつきましては、現在、取りまとめの最中でありまして、現段階で取りまとめたものでございますので、今後内容につきまして若干の修正が発生する可能性があります。

最終的には、学識経験者の方の外部評価をいただくよう予定しております。今日の段階ではまだそこまで至っておりませんので、その部分は白紙になっております。

全体の構成は、最初に点検評価制度の概要、それから、新城市の教育委員会の制度と22年度の1月末までの教育委員会の活動の概要、委員さんの名簿、教育委員会の事務分掌等が載せてあります。その次に本体の平成22年度の点検・評価が載せてあります。毎年、3月の新城市の定例市議会に教育長が教育方針を発表しています、この教育方針に基づきまして、それぞれ所管課で行っております各種事務事業を、まずは、内部で点検・評価をし、それを最終的に外部の学識経験者の方にみていただきまして、評価をいただくというものです。

これにつきましては、出来上がりましたら、議会へも報告をするよう法律で決まっております。まだ、報告する日は決めておりませんが市議会にこの冊子を配布し報告をする予定をしています。

委員長

ありがとうございました。

この事について、何かご意見ご質問がありましたらお願いします。

無いようですので、次に移ります。

日程第4 協議・報告事項

(3) 施設の使用料、減免取扱基準の制定について

委員長

日程第4 協議・報告事項 (3) 施設の使用料、減免取扱基準の制定について説明をお願いします。

生涯学習課長

資料として、新城市西部公民館使用料減免要綱と施設ごとの別表の抜粋が載せてありますのでご覧ください。

施設の使用料につきましては、それぞれの施設の設置管理条例におきまして、市長が特に必要があると認めた場合につき、使用料の全部または一部の免除をすると謳われております。

この減免の取扱いにつきましては、企画課から減免の基準が示され、各施設におきまして設置目的により判断する事となっておりますので、簡便な方法で判断できるよう、施設ごとに要綱の整備をおこない、この4月から使用料の改定に合わせ適用を開始するものでございます。

生涯学習課が所管します施設につきましては、6施設ございます。要綱につきましては、資料に西部公民館が載せてありますが、それぞれ名称が変わるだけで内容は同じで、別表でそれぞれ減免対象者を載せております。

公共施設の維持管理費につきましては、すべての市民が維持管理コストを負担する

中で、利用される方のみがその施設から便益を受けるというものでございますので、受益者負担に即しまして、使用料を徴収する事を基本としまして考えましたので特別な理由がない限り、減免対象者であっても50%は負担をいただくという事でまとめさせていただきます。

別表を見ていただきますと西部公民館の施設におきましては、設置目的が、地域の住民の教育及び文化の向上、健康と福祉の増進及び生涯学習の推進を図るという事でいわゆる公民館活動が目的となっておりますので、この目的に該当するような活動をしている団体を減免対象といたしております。

次の、青年の家ですが、青少年各種研修、体育レクリエーション活動を通じて心身ともに健全な青少年の育成を図る事を目的といたしておりますので、青少年の団体及び育成団体を主に減免対象といたしております。

鳳来地区の中央集会所初め3施設につきましては、市民の集会に供する事が目的となっておりますので、公民館的な位置づけという事で、西部公民館に倣うかたちで、まとめております。

委員長

ありがとうございました。

この件につきまして、何かご意見ご質問がありましたお願いします。

委員

西部公民館の場合ですと、次に掲げる市内の各種団体が50%とありますが、これは従来どおりという事ですか、それとも新たに50%負担するようになるのですか。

生涯学習課長

これまでは、100%減免しておりましたが、受益者負担という事で何がしか負担をいただくという事で50%にさせていただきます。

委員

つまりは、50%を値上げしたという事ですね。

生涯学習課長

値上げと言いますか、今まで100%減免だったのが、払っていただくようになるかどうかです。

委員

各種団体は、どこかで協議されたのですか。意向等聞いてありますか。

生涯学習課長

特に意向等は聞いてありません。

判断としましては、公共的な団体が、公益活動という事で広く市民の利害に関するもの、当事者だけの活動ではなくて、公共的な活動をするものに対して減免対象とする考えに基づいて判断をさせていただきました。

委員

今まで、ゼロであったのを 50%負担にもっていった、その主な根拠は、一つは受益者負担と説明されましたが、これは、財政難から発生したものです。受益者負担は昔からそういう事だったので、今回、敢えて受益者負担でこういう事にした主な理由は何ですか。

生涯学習課長

今回、減免の関係につきましては、合併以降統一が図られていなかったところがございまして、市としての統一的な考え方という事で、利用者のみが便益を受けるものであるために、受益者負担に即し原則徴収する事で市として統一をする方向で企画サイドから示されています。

金額的に、これで市の財政が楽になるとかということではありません。施設を維持管理するうえでは、使わない市民も負担しているところであり、当然使う方には、それなりの利益を受ける訳ですから、いただくべきではないかという考えです。

教育部長

この件につきましては、公共施設という捉え方で公共施設のあり方検討会で建物と料金の問題を全市的な公共料金のあり方として協議してきました。料金の平準化と並行しまして、企画サイドから減免規定につきましても、施設により違いがあり、公共施設の使用には税を投入しておりますので基本的には負担していただき、施設の設置目的に沿って減免するよう統一的標準的な考え方が示されました。

委員

たとえば、民生委員とか児童委員協議会は、市民のために活動をしていてくれると思うのですが、どうかたちで使うと 50%ですか。

生涯学習課長

民生委員さん、児童委員さんについては、国から任命を受けて活動をされているのですが、別表の中に「市、市教育委員会が主催又は共催する事業で使用する場合は、100%減免する項目がありますので、市が集まってもらい行う事業は、市の担当課から市の事業として活動しますという事で実績があれば 100%減免とします。

委員さん方が独自で活動する事業があった場合は 50%負担をいただくという考えです。

委員

何に対して 50%ですか。

生涯学習課長

部屋の使用料です。

委員

市が決めてある使用料の 50%ですか。

生涯学習課長

そうです。

委員

例えば、簡単に言えば、老人クラブ連合会が独自に行う事業は、勝手にやるのだからお金を出しなさいという事ですか。市長が認めてなく、勝手にやるからお金を出しなさいと。私が言いたいのは、ここに아가っている団体は、いろんな意味で市の発展のために、身銭を削ってでもやっているような団体が多いような気がします。そういうところから、使用料を徴収しても市の財政の足しにもならないところで、使用料がバラバラだから統一したということですが、この人達が、そういう事ならやめだとお金を払ってまでもというように逆になってしまわないかと心配します。

市や国のために奉仕的精神でいろいろがんばってくれる人が市の施設を使用する時に使用料を払いなさいとは、ただ、公共施設という事だけに焦点がたって、その施設が果たしている役割、精神とか考え方が抜けて負担を求めているような気がしてならないです。

実際問題としては、いろいろ不満がでています。市が、今いろんなところで行っている値上げには、非常に不満が出ています。私は、出て当然だと思います。今の説明では、本当に、民生委員だとかここに아가っている団体が、個人の趣味みたいなものでやっているのではなくて、市民のためにやってくれている仕事をそういうふうな目でしか見られないというのは、情けない気がします。しかも、50%というのは、高いじゃないですか。例えば、10%とか20%でもいいのではないですか。もし、不公平で統一を求めるなら50%でなくてもいいわけですよ。

生涯学習課長

このパーセンテージにつきましては、市の基本的な統一基準の中で、減免率について、施設の設置目的達成に間接的な効果があるものについては、減免率を50%と謳われているので、それになっています。

委員

それ以外に、30%とか選択肢はないのですか。50%か100%なのですか。

生涯学習課長

50%以外に100%以内というものもあります。

委員

例えば、民生委員とか、児童委員の人が話し合うために会議室を借りる、その人達を中心になって人を集めて行事をやるのではなくて、この人達が集まって会議をするのにも50%負担という意味ですか。

私は、鳳来古文書の会に入っていて、古文書を勉強していますが、会議室の使用料を出していますが、これについては、誰も文句は言いません。納得していると思います。民生委員とか、児童委員の人が集まって会議を開くのは、自分の為ではなく市民のために会議を開くのに50%負担するのですか。そんなお金が民生委員の人はあるのかね。

教育部長

市でお願いしている組織ですので、それに絡む活動は市の活動の範ちゅうに入ると
思います。そういう活動があるかどうかわからないですが、民生委員さんが個々に、
しようとした活動の時の個々の活動の使用は、50%の負担をいただくという事です。

根底には、電気代もかかるので、使用した人に負担していただきたいという事があり
ます。

委員

今の説明では、納得できないというか矛盾があります。この団体が、この施設の趣
旨以外のことで使ったら 100%徴収するべきです。民生委員の人が民生委員の会議を
開くのには使用料の負担は無いと答えてもらいました。極端な例をあげれば、そこで
飲み会を行った場合、逆に 50%免除しなくても良いと思います。50%とっているの
は、受益者負担で、自分達の公の会議も含めていっているのではないですか。今の説
明でいけば、私は、施設の使用目的以外で使ったら、逆に 100%とるべきだと思いま
す。何も飲み会をするのに 50%負担するべきではない。基本的な主旨は、この人達が
自分達の会議をしたり、諸活動をするために使う維持費を 50%負担していただくとい
うことが本当ではないですか。今、部長が言われた通りなら異論はありません。

その会がその会の本来の趣旨のためにやるなら減免だという事であれば、それはそ
れでいいですが。

委員長

本来の趣旨で使う場合も 50%負担するのではないかと思われるという事ですね。

本来の趣旨で使う場合は 100%減免でよろしいでしょうか。

委員

それでいいですか。

委員

そもそも、ここに書かれている団体の利用率はどのくらいあるのですか。今現状。

今、ここに書かれている方々が使っている現状の利用率です。

生涯学習課長

個々の団体でどのくらい使っているか集計はしてないので分かりません。

委員

公共的団体は、市からお金が出ているかもしれないからという事で、減免率は 100%
にはしないという発想もあるのですか。

生涯学習課長

確かに、ここにあげられている団体に助成金等出ていますが、基準の 100%減免につ
いては、施設の設置目的達成に要不可欠なものとなっています。それが無くてはその
施設の目的が達成されないということであります。

公民館については、公民館長ないし分館長が行うものについて 100%の減免にして

います。公の団体で市、市教育委員会が共催するのであれば 100%の減免をするという事で区分けをしております。

委員

そもそも、分かりにくいなと思って、上の三つだけ減免 100%で、後は、その他市長が公益上特に必要があると認めた場合だったらどうなるというのであるのであれば、分かるのだけれども。分かりづらさと誤解があると思います。

判断もよく分からないし、私がみた限りでは、公共的な団体に対しては減免 100%はやめましょう。という流れが一つあるのかなと思います。その後に、それでも公益的な役割を果たしているので、受益者負担を考えればその半分ではないかというのが、流れかなと思います。我々が文字面でみると複雑になってしまう事があるのかなと思います。

教育長

例えば、保護司会はまったく報酬なしで、ボランティアでやっているのだけれども、こういった団体が会議をするのに公の場所が必要ですが、その時に、受益者負担ではなく、市に対するボランティア活動、市民に対するボランティア活動でやっているという事になると判断したら市長が公益上特に必要があると認めた場合の 100%減免率というかたちで適用するという判断なのですね。この表は。

つまり、三番の適用をどうするかという事とどこで誰がどう判断するかというところが、各種団体においてそれぞれ、公益性の重みが違うので難しいと思うので、ケースバイケースです。

生涯学習課長

三番目であげてあるのは、上の二つが該当しない場合で特に何かあった場合に対応できるという事で、その他という事であげてあります。

委員

庁舎に会議室がたくさんあって、フリーでどんどん使えるなら分かるけれども、新城市の実態をみると、会議を行う場所が非常に限られているという状況の中で、公民館等も使わざるを得ないというかたちになるわけなので、そこらあたりどうなのかな。

スポーツ課長

企画課で示されたている基準に基づいて、生涯学習課も私の方も作っています。基本的には受益者負担を原則としております。

条例によって設置目的がある施設、ない施設があります。設置目的がある施設については、公共的団体で設置目的に必要なものについては 100%減免、間接効果のものについては、50%減免という基準が示されていまして、それに基づいて、今回、減免の規則を作っています。

そうなってくると、企画で示した基準について企画とやりとりをしないと、また、市の中の統一性が図れないという部分がでてきます。

委員

それは、行政側の話であって、住民の立場からいうと、この人達はその事によって、活動する意欲を失ったり、減退する団体が出て来る方を懸念しています。

自分達の活動をするのに、最初の判断では50%減免、多分受益者負担といっている中にそういう考えがあると思います。自分達の会合のためにやっても、受益者負担で50%負担してくださいといっているのではないですか。自分達の会合のためにやるのなら、100%減免になるのなら問題はないのですが。確認ですが、それでいいですね。非常に熱心に市の事をやってくれている人達の問題だから、私はこだわっているのです。

委員

保護司の人たちが集まって会議を開く場合は、100%減免。保護司会が人を集めて例えばバレーボール大会を行う場合は50%減免でいいです。そういうニュアンスなら理解できます。

委員

バレーボールをする時は、100%とればいいと思います。基本的には、今、委員が言った意見でいいですか。

生涯学習課長

民生委員や児童委員の方々が集まって何かやるといった場合に100%減免の場合は、それぞれ担当課から、「こういう会議をする」とあげてもらって、市として必要な会議だと位置付けをしてもらうかっこうがいいと思います。公共的な団体といっても色々な団体がありますので、個々に一つ一つ判断するのは大変なので、真に公共で必要だという事であれば、担当課を通じて申請していただくという事で、仕分けをしたいと思います。

委員長

その場合、西部公民館の場合ですと、「その他市長が公益上、特に必要がある」と認めてもらうという事ですね。

生涯学習課長

「市、市教育員会が主催又は共催する場合」で担当課からあげてもらいます。委員の活動でこういう事が必要ですという事で申請をあげていただくほうが区分し易いと思います。

委員

今までもそうでしたか。

生涯学習課長

今までは、公共的な団体であれば大体減免していました。

委員

それを今回からは、申請をするという事ですか。

生涯学習課長

申請をしてもらいます。

委員

一回、一回申請をするのですか。

生涯学習課長

定期的に使うのであれば、年度当初に出してもらえばいいです。基本的には、使う内容によって分からない場合がありますので、定期的に行う場合以外は個々に申請を出していただく事をお願いしていきます。

委員

その方向で進めていただきたいと思います。会議をする団体に属していない人間でさえ、市の考え方に憤りを感じますので、実際にやっている人達がこのことを聞いたら怒ると思います。

納得のいく説明をきちんとしていただいて、そういう事ならやむをえんなというところを出してもらいたいと思います。「統一するため」という理由は行政の勝手な言い分なので、説明をきちんとしていただいて、あくまでも積極的に善意でやっている人達の気持を阻害する事のないような立場で話をして、そのような措置をしてもらいたいと思います。

委員長

それでは、委員の言われた事を念頭に進めさせていただきます。

日程第4 協議・報告事項

- (4) 設楽原歴史資料館及び長篠城址史跡保存館共通観覧券の有効期限について

委員長

日程第4、協議・報告事項(4) 設楽原歴史資料館及び長篠城址史跡保存館共通観覧券の有効期限について説明をお願いします。

文化課長

先月の教育委員会会議において提案しました、「設楽原歴史資料館と長篠城址史跡保存館の共通観覧券の有効期限」について、市の例規審査会で協議したうえで決定していきたいと連絡させていただきました。その結果、今まで、「当日に限り有効」であったものを、「1年間に限り有効」という事で3月の議会に上程しました。1年間と言いますのは、普通ものには時効期限がありますが、手数料とかサービスの時効が1年になっているため、その期間の最も長いものが1年であるため、「1年」で上程しました。

1年間の期限があれば新城市内で行われます、四季折々の色々な行事がありますので、また、その時に合わせて再度来ていただける事も考え合わせて、1年間という事

で上程しましたので、報告させてもらいます。

委員長

ありがとうございました。この件に関し何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか、それでは、共通観覧券の有効期限は1年という事でお願いします。

日程第4 協議・報告事項

(5) 施設の使用料、減免取扱基準の制定について

委員長

日程第4、協議・報告事項(5)施設の使用料、減免取扱基準の制定について説明をお願いします。

スポーツ課長

先程の生涯学習課からの施設の使用料、減免取扱基準の制定についてと内容的にはまったく一緒でございますが、私どものほうは、今、スポーツ課が管理しております9施設のうち、桜渚のいこいの広場テニスコート並びに夜間照明ナイター施設につきましては、現在、一切減免しておりませんので、その2施設を除いて7施設につきまして使用料の減免要綱を作成しました。要綱の内容は、生涯学習課の減免要綱と同様です。別表が各施設によって異なります。

設置目的があるものについては、公共的団体であるかどうか判断をして、間接効果がチェックできたものについては50%減免、それ以外のものについては100%減免というような、団体毎にチェックをしながら、減免の対象となる率を決めるという事です。私どもはチェック表で判断していこうと思っています。

別表ごとに、説明いたしますと市民体育館につきましては、市、市教育委員会が主催又は共催で使用する場合は100%減免、市内の公共的な団体が使用する場合は設置目的を達成するに必要不可欠である場合は100%減免、間接効果のみの場合は50%減免というような事です。間接効果の判断につきましては、設置管理条例の中に設置目的が「社会体育の向上及び普及を図るため」という事でございますので、この設置目的に対して、間接効果があるものについては50%減免、間接効果が無いものについては減免なしという判断になります。

社会体育施設につきましては、作手の武道場の関係ですが、武道場についてはほとんどが中学校の部活で使用しています。市教育委員会とは中学校も含めておりますので100%減免です。テニスコートにつきましても、作手中学校が使用する場合は100%減免です。クラブハウスにシャワーがありまして1回の使用料は100円です。使用料の条例では、市外の方が使用した場合は1.5倍という規定がありまして、150円というのもどうかという事がありまして、シャワーの場合は、市外の方が使っても、同じ

100円ワンコインにさせていただきたいという思いがありまして、市外の方は3分の1減免して同じ100円にするという事です。

山村広場は作手のグラウンドです。グラウンドにつきましては、桜漕いこいの広場の運動場、有海の緑地公園のグラウンド、鳳来のふれあいパークのグラウンドがありますが、使用料をもらって活動を妨げるより、今までどおり使ってもらったほうが良いという考え方で、市内在住・在勤・在学の方は100%減免としたいと思います。もちろん、市外の方が使用した場合は1.5倍いただきます。芝生広場につきましては、グラウンドゴルフ利用者1人1回100円の使用料を徴収しています。市外の方が使用する場合は3分の1減免をして同じく100円という事にしたいと思います。

長篠多目的広場につきましては、一部ステージの使用がありますが、ほとんどがグラウンド使用です。グラウンドは、先程と同様、市内在住・在勤・在学の方は100%減免にしたいと思います。

作手のリフレッシュセンターにつきましては、市、市教育委員会が主催又は共催で使用する場合は100%減免。市内の公共的な団体が使用する場合も100%減免。グランドピアノ、アップライトピアノについては、市、市教育委員会が主催又は共催で使用する場合のみ100%減免としたいと思います。

最後にB&G海洋センターですが、体育館につきましては、設置目的が「体育の普及及び振興」ですので、市民体育館の考え方と同様です。プールにつきましては、今、現在、300円で、改定後も変わりませんが、市外の方の使用は1.5倍の規定があります。市外の大人の方が使う場合は450円になりますが、市外の小中学生は減免率3分の1にして、300円としたいと思います。艇庫も同様です。B&Gのシャワーについても、社会体育施設のシャワーと同じ考え方で市内も市外も100円としたいと思います。

イベント広場につきましては、テニスコートが2面あります。こちらにつきましても、市、市教育委員会が主催又は共催で使用する場合は100%減免とし、他は使用料どおりいただくようにしたいと思います。

委員長

ありがとうございました。何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

それではよろしいでしょうか、そのように進めてください。

委員長

生涯学習課関係の減免取扱基準について、意見があるようですのでお願いします。

委員

100%手弁当でやっていらっしゃる、保護司会とか民生委員の方は100%減免で、項目から除いてもいいと思います。如何でしょうか。

委員長

委員の意見は、民生委員、児童委員、保護司会は誤解をうけるので、別表から外し

たらどうかという意見です。委員の皆様方外す事については如何でしょう。

委員

外す理由は何ですか。

委員

100%手弁当でやっていらっしゃる方で、公の仕事に従事されている方は外したらどうかという事です

委員

他はどうですか。

委員

分かっているのは、二つだけです。

スポーツ課長

更生保護女性会も保護司会の関係です。

委員

元々その会がその趣旨のために使うのなら無料なのでしょう。その時も申請書をだすのですね。

生涯学習課長

100%減免にするというところで、公共的な団体の区分けが難しいので、担当する課から申請をあげてもらえば100%減免と判断したいと思います。

教育長

ただでさえ、保護司とか民生委員のなり手がいないなかで、まずは、表だけみると「50%払うのだ」ととられると思います。自分の時間と生活を犠牲にして下さっている方に、その都度協議して50%収めてもらうのも、市のスタンスとしてどうかと、むしろここから外しておいて、めったにそんな事は無いとおもいますが、会の目的とは別の目的で使うなら収めてもらい、申請の都度、担当で考えた方がいいのではないですか。

委員

その他で言えば、児童委員協議会とか身体障害者福祉協議会はどうですか。

教育長

会としての費用があるのでいいと思います。

委員

私が言いたいのは、児童委員協議会とか身体障害者福祉協議会は、市から補助があるのですか。

生涯学習課長

民生委員は、協議会の活動に要する経費として市から補助金が出ています。

委員

そうすると、ここは「民生委員」ではなくて「民生委員協議会」ではないですか。

学校教育課長

ここに係わらない無料の施設があるので、目的に沿わない場所でやろうとするから、お金の問題が出て来るので、会議を個人で開かれてないのでこれからもやれるのではないですか。基本的には、市でやる会議をやっていないので、例えば、総合庁舎を使ってやっているので使用料はかからない。

委員

利用してないという事ですか。

教育長

それなら、あえて載せる必要があるかという事です。これが全部の団体を網羅してあるわけではないので、最初から外しておいたらどうですか。

スポーツ課長

団体名を入れるとはっきりしていいのですが、いまのような問題があるので、私のほうは、チェックシートで判断するという事で、団体名を敢えて載せてないです。

委員

出てきた段階で判断する。

委員長

委員の気持ちは以上ですので、善処をお願いします。

日程第4 協議・報告事項

(6) その他

委員長

日程第4、協議・報告事項(6)その他、新城版こども園制度検討委員会の1月・2月の報告をお願いします。

委員

1月31日と2月21日に開かれました新城版こども園制度検討委員会の報告ですが、1月は「推進目標について何かいいキーワードはないか」という事で進められました。それは、随時2月に反映させて、文言が一杯出てきたという状況です。2月は、別紙の資料にありますが、基本的に宿題として出されているのが、推進目標のところもそうですが、新城版こども園に対して現状のそれぞれの資料が出ています。例えば園の利用状況、園の場所、保育園・幼稚園に通う園児の数、などが出されておりまして、宿題で一ついただいたのが、小学校との連携を考えることはもちろん別としておいて、今ある現状の保育園・幼稚園についてそれぞれ考えて来てくださいというような宿題でした。それは一つには機能を一緒にしたりとか、箱自体を一緒にしたりとか、それぞれ委員さんで少し考えてほしい、というような宿題です。それに関して保育園の利用状況や現状の人数、それから少し障害を持っているのではないかとと言われるグレーゾーンの方々を園において判断した資料、園自体の一日を表している資料、で新

城版こども園にしていく中で、エリアをみながら、どういう園にしたらいいかという事を考えてくださいと言われていました。

委員長

何かご質問、提案がありましたらお願いします。

委員

国の動きについて、何か説明がありましたか。

委員

国の動きが変わってくるので、随時報告はありますけれども、こうして、どうするという話はできづらいのが現状です。という事は、新城版こども園は新城版こども園で考えていくというなりたちになると思います。

研修会の時に、皆さんのご意見をいただいたので再度説明しますと、宿題としては、園がどういう園がいいかという事と、何時から何時までがいいかと制度設計に関わる具体的なところを宿題とされているのですが、なかなか自主的活動、課題活動がこども園になるとどうなるのか、という話はまだ、いまだありません。ですが、いつかやらなくてはならない事なので、順番がどういうふうになるかわかりませんが、そういった部分の指摘は委員会ですでにこうと思います。実際に子どもを預かってどういう教育・保育をするのかという話の例えば、幼稚園指針・保育園指針といった新城版こども園指針がまずあって、そのたたき台を皆で揉んで、ある程度プレッシャーの人達も含めて、それで本当にいいのかという議論は多少どこかでやらざるをえないかと、皆さんのご意見もいただいてその辺は少しご提案をさせていただきたいと思います。

委員長

それでは、次に移ります。

私のほうからも話をさせてもらいたいと思います。

先日、碧南市において、愛知県教育委員会連合会の理事会がありました。夏の暑さ対策をどのように各市で行っているか話がありました。クーラーが一般教室に配置されている小中学校はありませんでした。理由は「子どもを無菌室に入れてよいのか」といった精神論と莫大なお金が必要になるといった経済面の両方でした。扇風機を教室に入れている学校はけっこう多くて、23年度・24年度で全校配置の予定の町もありました。種類は壁に取付けるものと、天井に取り付けるものと半々でした。天井型は1機20,000円、1教室に4機、あまり暑くなると扇風機も利かないけれども、冬は空気をかき回して暖房が有効に使えるという事でした。クーラーはどのような所に取り付けられているかと言うと、職員室、図書室、コンピュータ室で、目を引いたのは、町場の学校において騒音対策のために音楽室に取り付けているところでした。後、グリーンカーテンやよしずをしたり、校庭を芝生化しているところもありました。それぞれの町が工夫して取り組んでいる様子が分かり参考になりました。

委員

クーラーは何で設置しないのですか。お金の問題ですか。

委員長

子どもを無菌室に入れない精神論です。

委員

そんな問題ですか。

委員

本音は、お金の問題です。

委員

最近、夏休みに、中学校は補習授業をやりませんか。

学校教育課長

やります。

委員

クーラーのある施設に、学校を出てやるようなところも有ります。教育立国日本、教育立市新城にエアコンが無いなんて納得できません。

委員長

高校以上は、設置されていると聞きましたが、小中学校ではまだ無いという事でした。

委員

エアコンを入れると費用はどのくらいかかりますか。

教育総務課長

普通教室に全部入れる見積を取ったことはありませんが、市内全校という事になりますと何千万では利かないかもしれません。一般家庭用のエアコンでは用を足しませんので、業務用のエアコンを設置することになりますので、相当電力を使いますので、電気設備の増強が必要となり、夏場に電気料が多くいるようになります。新城市では、来年度保健室への空調を鳳来地区と新城地区の一部入っているところと作手地区を除く地区に整備します。

今後も暑さが継続して行くのかと思いますが、扇風機の話もありましたが、何か考えなければいけないと思います。もう一点は、給食調理上の問題で食中毒対策を今後考えていかなければいけないと思っています。ただ、やろうとすれば、相当のお金がかかるものですから、国や県に財政支援の要望が必要になると現段階では考えております。

委員

いつも言う事ですが、貧しい時代でも学校にピアノはありました。家庭にピアノなんて考えられない時代に、学校にピアノはあった。今、エアコンが無いなんて学校だけではないですか。どこの家庭にもエアコンは有るし、どこの施設でもエアコンは有る。今、エアコンの無いのは学校だけ、「こういう状態を見逃していいかな」と思いま

すが。難しい問題ですが考えたいと思います。

委員長

また、検討して考えていきたくと思います。

日程第5 その他

委員長

日程第5、その他について説明をお願いします。

文化課長

文化課からですが、昨年の10月から12月にかけて小ホールの音響と照明施設の改修を行ってきまして12月14日に検査を終えまして1月から使用を開始しております。

大ホールにつきましては、工期は1月から3月26日までですが工事はほぼ順調に進んでおります。3月22日に最終検査を行う予定でおりますので、委員さん方に新しい施設等を見ていただく機会を設定したいと思ひまして、皆様方の意見をお聞かせいただきたく提案します。

委員長

ありがとうございました。それでは、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

次回の会議が3月24日午後1時30分からと予定されていますが、日程が決まっていますので、後程でもよろしいでしょうか。

文化課長

もう一点お願いします。3月5日と6日に文化会館の小ホールと展示室で「ニューアーティストフェス2011」を開催します。プログラムができましたので、是非、多くの方をお誘い合わせのうえ来ていただきたいと思ひます。

委員長

ありがとうございました。

スポーツ課長

「平成22年度体育の歩み」を配布しました。これは、小中学校の体育連盟と体育協会から毎年発刊されている冊子で、平成22年4月からの体育の活動、小中学校の陸上競技大会等体育協会の春季体育大会等各種大会の成績と2月10日に行われた体育功労者の表彰式の表彰者46名と長年スポーツの振興に貢献され14名の方の名簿を載せてありますのでまたご覧いただきたいと思ひます。

委員長

ありがとうございました。

日程第4 協議・報告事項

(1) 小学校再配置の経過説明、及び鳳来・作手地区の再配置計画について

委員長

この会は、秘密会といたしますので、傍聴の方は退席をお願い申し上げます。

委員長

長い時間ありがとうございました。3月14日月曜日午後2時から臨時会を開催します。次回の定例会は、予定では3月24日木曜日午後1時30分からとなっておりますが、今度の研修会は午後1時30分から文化会館の音響と照明施設の見学となります。2時30分から定例会を開催しますのでよろしく申し上げます。

以上で2月の定例教育委員会議を終了いたします。ありがとうございました。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記